内閣官房令

○内閣官房令第七号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、寒冷地手当支給規則及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

寒冷地手当支給規則及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条　寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十二　略］ 十三　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員 ［十四・十五　略］	（支給額が零となる職員） **第四条**　法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。 ［一～十二　同上］ 十三　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員 ［十四・十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～六　略］ 七　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員 ［八～十一　略］	（休職状況統計報告） **第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。 ［一～六　同上］ 七　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員 ［八～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

省　令

○法務省令第五十七号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定及び関係規定に基づき、電子公告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

法務大臣　上川　陽子

電子公告規則の一部を改正する省令

電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「㊞」を削り、同様式備考5を削る。

別紙様式第二号から第四号までの様式中「㊞」を削り、同様式備考3を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（様式の用紙の使用に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省令第八十六号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令

財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財政融資資金月計突合表の調査等） **第三十三条**　理財局長は、日本銀行国庫金取扱規程第八十四条の二の規定により日本銀行本店から財政融資資金月計突合表の送付を受けた場合には、これを調査し、適正であると認めたときは、当該突合表に記名するものとする。ただし、相違のある事項については、その旨及び理由を付記するものとする。	（財政融資資金月計突合表の調査等） **第三十三条**　理財局長は、日本銀行国庫金取扱規程第八十四条の二の規定により日本銀行本店から財政融資資金月計突合表の送付を受けた場合には、これを調査し、適正であると認めたときは、当該突合表に記名押印するものとする。ただし、相違のある事項については、その旨及び理由を付記するものとする。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。